

第1節 防災知識の普及計画

村は、関係機関との連携を図り、各所属職員をはじめ住民等に対し、災害予防又は災害応急措置等防災に関する知識の普及・啓発に努める。

1 職員に対する教育

職員としての確かつ円滑な防災対策を推進することはもとより、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 北山村地域防災計画と村の防災対策に関する知識
- (4) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 防災対策の課題

なお、上記（4）及び（5）については、毎年度、各課において、所属職員に対し、十分に周知する。

また、各課長等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

2 教職員及び児童生徒に対する教育

教育委員会は、学校長に対し、村職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校安全計画に災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定め、児童生徒が災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、思考力、判断力を高め、思考決定し、適切な行動ができるよう安全教育等の徹底を指導する。

- (1) 教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、災害に関する基礎知識を修得させるとともに、災害発生時の対策（避難場所、避難経路の確認、防災知識の普及・啓発等）の周知徹底を図る。
- (2) 中学校の生徒を対象に、応急看護の実践的技能修得の指導を行う。

3 住民に対する防災知識の普及

村は、災害発生時に住民が初期消火、近隣の負傷者及び災害時要援護者の救助等、防災活動に協力するなどの確かな判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及・啓発を図る。その際、障害者、高齢者等の災害援護者や男女のニーズの違い等に十分配慮するよう努めるものとする。また、洪水や土砂災害の危険性がある地域を記した防災マップ等を作成し、避難を必要とする地域の周知や事前の災害予防事業の必要性についての啓発を行うよう努める。

- (1) 一般啓発
ア 啓発の内容

- (ア) 北山村地域防災計画の概要
- (イ) 気象災害に関する一般的知識
- (ウ) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (エ) 防災関係機関等の防災対策に関する知識
- (オ) 避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (カ) 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
- (キ) 応急手当等看護に関する知識
- (ク) 災害復旧時の生活確保に関する知識

イ 啓発の方法

- (ア) 広報誌、パンフレット、ポスター、文字放送等の利用
- (イ) 映画、ビデオテープの利用
- (ウ) 広報車、防災行政無線の利用
- (エ) 講演会、講習会の実施
- (オ) 防災訓練の実施
- (カ) 防災器具、災害写真等の展示
- (キ) 村ホームページ等の活用

(2) 社会教育を通じての啓発

村及び教育委員会は、高齢者団体、女性団体、PTA等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施し防災知識の普及を図る。また、文化的・歴史的価値のある物を災害から守り、後世に継承するため、巡視活動等を行う。

(3) 企業への啓発

村は、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。

また、事業継続ガイドラインに基づき、企業が「事業継続計画（BCP）」の策定を行うよう、普及・啓発を実施するよう努める。

第2節 自主防災組織の育成に関する計画

村は、住民が互いに協力しあい、地域や職場において自発的に防災組織をつくることができるよう自主防災組織の育成計画を図るとともに、その活動指針を示す。

1 住民の役割

住民は、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動のもとに、平常時及び災害発生時において、おおむね次のような防災措置を行う。

(1) 平常時

- ア 地域の避難場所及び家族との連絡方法を確認する。
- イ がけ崩れ、地すべり等の災害発生危険箇所を確認しておく。
- ウ 住宅周辺の谷等が出水による危険がないかを確認し、災害が発生する恐れがないよう常に整備しておく。
- エ 建物の補強、家具の固定をする。
- オ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- カ 飲料水や消火器の準備をする。
- キ 非常用食料、救急用品、非常持出品を準備する。
- ク 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ケ 隣近所と災害時の協力について話し合う。

(2) 災害発生時

- ア まず自分自身の安全を図る。
- イ 増水している川や谷には近寄らない。
- ウ 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
- エ 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- オ みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- カ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- キ 秩序を守り、衛生に注意する。
- ク 自動車、電話の利用を自粛する。

2 自主防災組織の育成強化

住民の自主的な防災活動は、住民が団結し組織的に行動することがより効果的であり、地域における防災対策上、自治会等を中心とした自主防災組織の結成及び活動が極めて重要である。

このため、村は、自主防災組織の結成を積極的に促進する。その際、女性の参加の促進に努めるものとする。

3 事業所等の自主防災活動

村は、事業所等における自主防災活動のうち、次の事項について、それぞれの事業所

等の実情に応じて指導する。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急援護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品など災害時に必要な物資の確保

第3節 防災訓練計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、村は各防災機関と相互に緊密な連携を保ちながら、災害応急対策を迅速かつ適切に実施できるよう技術の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、総合的かつ計画的な訓練を実施する。

1 防災訓練の実施責務・協力

- (1) 村は、単独又は他の関係機関と共同して、必要な防災訓練を行う。
- (2) 住民その他関係ある団体は、村又は他の関係機関が行う防災訓練に協力する。

2 防災訓練の種別

村が実施する訓練は次のとおりとする。

訓練の種別	時期	内容	参加機関
総合防災訓練	随時	風水害、火災、地震等大規模災害を想定した総合訓練	村、関係防災関係（住民を含む）
消防団教養訓練	随時	一般教養、水防法、消防法、災害対策基本法、実技	消防団
	随時	ポンプ操法、予防、火災防ぎよ	村、消防団
避難訓練	随時	村地域防災計画、学校、事業所計画による避難訓練	村、消防団、学校、事業所

※ 必要に応じて図上訓練も実施する。

3 訓練の時期

訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

4 訓練の方法

村は、関係機関と相互に連絡を取りながら、単独に若しくは他の機関と共同して、前記の訓練を個別に又はいくつかの訓練を合わせて最も効果のある方法で訓練を行う。その際、高齢者や障害者等の災害時要援護者に十分配慮する。

5 訓練結果の評価・総括

訓練実施後には、課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

6 隣接町村等が実施する防災訓練への参加

村は、隣接町村及び他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、災害時の応援協力体制を確立する。

第4節 防災体制の整備計画

災害に迅速・的確に対処するためには、村の災害対応体制をいち早く立ち上げるとともに、外部からの応援を適切に受け入れる体制を整備しておく必要がある。そこで、体制整備のために事前に行うべき事項を定め、着実に実行することにより災害に備える。

1 災害対策本部体制の充実

(1) 活動体制の整備

村は、災害時に災害対策本部を速やかに設置できるよう災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

(2) 初動体制の習熟

初動段階の成否がその後の応急対策活動に大きく影響するから、村は意志決定者、配備基準、指揮命令系統について職員に対して習熟を図る。

(3) 災害対策本部設備等の整備

- ア 備品の固定及び落下物の防止措置
- イ 停電時に備えた非常電源の整備
- ウ 無線機器の点検・整備
- エ 村内地図、防災関係機関の連絡簿、その他本部設置に必要な物品の整備
- オ 災害応急対策に従事する職員の食料、毛布、衣類等の確保

2 防災拠点の整備

村は、災害応急対応施設を備えた防災拠点の整備に努めるとともに、住民が災害時に自ら防災活動を行いやすい環境整備に努める。

第5節 航空防災体制の整備計画

和歌山県防災ヘリコプターを、有効に活用することによって、各種災害発生時の被害を最小限に防止できる体制を構築するとともに、併せて、火災等の予防啓発の普及活動を行い、火災等の発生を未然に防止する。

1 緊急ヘリポートの整備

- (1) 村は、災害活動用緊急ヘリポートについて着陸適地を選定し、その拡充を図る。
- (2) ヘリポート施設の管理者は、現地において当該施設が緊急ヘリポートである旨の表示に努める。

2 緊急ヘリポートの現状

本村における災害活動用緊急ヘリポートは次のとおりである。

村内災害活動用緊急ヘリポート

名称	所在地	面積	標高	役場との距離	水利状況	
					種類	容量・能力
北山村民 グラウンド	北山村 大字 下尾井	9,000㎡	130m	2,400m	河川	北山川

3 応援要請

村内で災害が発生した場合で次のいずれかに該当するときに応援要請を行う。

- ① 災害が隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合。
- ② 当村の消防力によっては、災害の防御が著しく困難と認められる場合。
- ③ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合。

4 応援要請の方法

応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- ① 災害の種別
- ② 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ③ 災害発生現場の気象状態
- ④ 災害現場の最高責任者の職名・氏名及び連絡方法

- ⑤ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ その他必要事項

5 緊急連絡先

和歌山県防災航空センター

TEL 0739-45-8211

FAX 0739-45-8213

第6節 通信体制の整備計画

村は、防災関係機関との連携のもと、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、平常時から災害の発生に備え、情報収集・連絡体制の整備を図る。

1 情報収集・連絡体制の整備

村は、防災関係機関との連携を図り、大規模災害発生時においても迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から次のとおり情報収集・連絡体制の整備に努める。さらに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と村防災行政無線を接続することにより、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

- (1) 無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を一層強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量等を確保する。
- (2) 各機関及び機関相互間における情報収集・連絡体制の整備を図る。また洪水等による道路の状況を早期に把握し、孤立する集落への避難指示等を行える監視システムの構築を図る。
- (3) 被災者等への情報伝達手段として、村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、長期停電でも活用できるケーブルテレビやインターネット配信、携帯電話等の整備を推進し、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の確保に努める。

2 通信手段の確保

- (1) 村は、村防災行政無線等の通信手段の充実強化を図る。
 - ア 各無線局の設備及び各機器において、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるよう努める。
 - イ 機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。
- (2) アマチュア無線の免許保持者の協力を求める。
- (3) 村は、西日本電信電話㈱の災害時優先電話等の配備について確認するとともに、取扱運用方法等の習熟に努める。
- (4) 携帯電話の通信エリアの拡大に努める。

3 通信訓練

村は、災害非常時において各種通信手段が円滑に運用されるよう平素から関係機関との意思の疎通に努めるとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるよう定期的に通信訓練を実施する。

4 非常通信体制の充実強化

村は、防災関係機関と連携を図り、災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、各機関相互の協力による通信訓練を実施し、平時より非常通信の習熟に努める。

第7節 文化財災害予防計画

文化財は後世に伝えるべく貴重な財産だが、保存のみでなく活用との調和のとれた維持管理が求められている。災害予防対策はそのような特性を踏まえた、平常の管理が必要である。

1 文化財の保存整備

(1) 管理状況の把握

村教育委員会は、事務局職員による適宜巡視、所有者、管理者等による情報提供などを通じ、管理状況の把握に努めるとともに、連絡先、所在場所、修理歴、防災設備等のデータを随時更新し、緊急時の対応に備える。

(2) 所有者・管理者への指導

所有者・管理者に対し日常の災害対策の実施と、防災計画や対応マニュアルの作成について指導・助言を行う。

(3) 文化財防災思想の普及活動

「文化財防火デー」等の行事を通じ、実施訓練や講習会の実施・参加をすすめ、所有者のみならず一般住民に対しても文化財災害予防に関する認識を高める。

(4) 関係諸機関との連絡・協力体制の確立

村教育委員会は、消防、警察等と連携のとれた連絡・協力体制を整備する。

2 文化財種別対策

(1) 建造物

防火設備未設置文化財への設置と、既設設備の点検整備の推進。風水害に備えた周辺の環境整備。保存修理による建築物としての性能維持。

(2) 美術工芸品・有形民俗文化財

防火・防犯設備未設置文化財への設置。

(3) 史跡、名勝、天然記念物

指定地域内の建造物の防災については建造物に準ずる。

3 災害別対策（文化財災害予防対策）

村教育委員会は、所有者、管理者と協力して、次の予防対策を講ずるよう努める。

災害別	予防方法	予防対策
1. 火 災	1. 防災管理者の選択	消防計画の作成、設備の点検補修、消火訓練の実施
	2. 警報設備の充実強化	予防・通報設備の設置 自動火災報知設備、消防機関への非常通報設備・電話機設置、漏電火災警報設備 既設設備の日常的な点検による維持保全

	3. 消火設備の充実強化	消防水利・消火設備の設置 貯水槽、屋内外消火栓、各種ポンプ、消火器、とび口、梯子、スプリンクラー設備（水噴霧消火設備） 既設設備の日常的な点検による維持保全
	4. その他	1 火元の注意、巡視・監視の励行 2 環境の整備と危険箇所の点検 3 火気使用禁止区域の設定及び標示 4 消防活動空間の確保 消防進入道路の開設・確保、消火活動用地の確保並びに整理 5 収蔵庫等耐火建築物への収納
2. 風水害	1. 環境整備	1 倒壊、折損の恐れのある近接樹木の伐採・枝払・ワイヤ等による支持 2 排水設備及び踊壁・石垣の整備
	2. 応急補強	支柱、張綱等の設置
	3. 維持修理の励行	屋根瓦の破損部挿替、扉、窓の戸締まりの励行、弛緩部の補修、壁の繕い等
3. 落雷	1. 避雷設備の完備	避雷設備の新規設置、旧施設の改修
	2. 避雷設備の管理	抵抗検査、各部の接続等の点検整備、有効範囲の再検討
4. 漏電	屋内外の電気設備の整備	1 定期的な設備点検の実施 2 漏電火災警報機の設置 3 不良配線の改修 4 安全設備の設置と点検
5. 盗難	防犯対策の強化	1 施錠 2 入口・窓等の補強 3 棚・ケース等の設置 4 防犯灯・防犯警報装置の設置 5 記帳等による参観者の把握
6. 虫害	虫害発生源のせん滅と伝播の防止	1 定期点検による早期発見 2 保存箱・収蔵庫への収納 3 扉の適時開閉
7. 材質劣化	適度な温・湿度の保持と照度調節	1 温・湿度の定期的測定 2 保存箱・収納庫への収納 3 扉の適時開閉
8. 全般		1 防災訓練の見学と学習 2 防災施設の見学 3 防災講習会の実施 4 防災・防犯診断の実施

		5 各種設置機械類の機能検査 6 文化財管理状況の把握 7 文化財の搬出避難計画の検討 8 所有者による維持管理が困難な場合の 美術館・博物館施設への寄託
--	--	---

村内の文化財

(平成19年5月1日現在)

<史跡の部>

名 称	所 在 地
下尾井遺跡	北山村下尾井
相須屋敷跡	北山村竹原

第8節 避難計画

村は、学校長及び社会福祉施設、災害時要援護者関連施設等防災上重要な施設の管理者と連携し、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、避難所を定め、住民等に周知徹底を図る。特に、災害時要援護者には十分配慮する。

1 避難所の指定

村は、住民の生命・身体の安全を確保するため、次の基準により、避難所を一時避難場所及び収容施設に区分して選定・確保しておく（第2章第12節「避難対策計画」参照のこと）。

また、避難所に案内標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく。

(1) 一時避難場所

災害から一時的、緊急的に避難する場所

ア 校庭、グラウンド、空地等

イ 河川の氾濫による浸水や大規模ながけ崩れ等の危険のないところ及び付近に多量の危険物等が蓄積されていないところ

(2) 収容施設

一時避難場所からの緊急避難者や救出者を応急的に収容避難するための施設

ア 耐震構造を有するなど、比較的安全な公共建物

イ 給水及び給食施設を有するか、あるいは比較的容易に設置できるところ

ウ なるべく被災地に近く、かつ集団的に収容できるところ

エ 避難者の必要面積は、おおむね3.3㎡当たり2名を目安とする。

2 避難所の設備及び資機材の準備

村は、避難所に次の設備及び資機材を必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。その際、高齢者や障害者等の災害時要援護者や、男女のニーズの違いを考慮した施設整備に努める。

(1) 通信機材

(2) 放送設備

(3) 照明設備（非常用発電機を含む。）

(4) 炊き出しに必要な器材及び燃料

(5) 冷暖房器具等

(6) 給水用器材

(7) 救護所及び医療資機材

(8) 物資の集積所

(9) 仮設の小屋又はテント及び仮設トイレ

(10) 防疫用資機材

(11) 工具類

3 避難体制確立のための留意事項

村は、避難準備情報、避難指示、避難勧告等の避難体制計画を作成し、避難体制の確立に努めるものとする。また避難体制計画は下記事項について記載するものとする。

- (1) 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難所への経路及び誘導方法
- (4) 避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水措置
 - イ 給食措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給
 - エ 衣類、日用必需品の支給
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (5) 避難所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序維持
 - イ 避難住民に対する災害情報の伝達
 - ウ 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - エ 避難住民に対する相談業務
- (6) 災害時における広報
 - ア 防災行政無線による周知
 - イ 広報車による周知
 - ウ 避難誘導員による現地広報
 - エ 自治会組織を通じる広報

4 避難所の運営

(1) 避難所の運営・管理

避難所の運営は、村災害対策本部の協力のもと、自主防災組織が適切に行うものとする。

この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、区長の指示のもと、防災対策マニュアルにより行うものとし、区民・ボランティア等の協力が得られるように努める。

また自主防災組織は、避難者の状況を早期に把握し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

(2) 長期の避難者への対応

村災害対策本部は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。また、村及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等を把握し、災害時に迅速にあっせんできるように努めるものとする。

(3) 災害時要援護者への配慮

避難所では高齢者、障害者等災害時要援護者に配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者の心身双方の健康状態には十分配慮し、必要に応じ保健師等による巡回健康相談、社会福祉施設等への緊急入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、計画的に実施するものとする。

村は、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するとともに、災害時要援護者の応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障害者向け仮設住宅の設置等に努めるものとする。

[関係機関]

○防災上重要な施設の管理者

学校、社会福祉施設、災害時要援護者関連施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を図るものとする。

- (1) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等のほか、児童生徒の保護者への引渡し方法及び地域住民の避難所となる場合の受入方法等を定める。
- (2) 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び学校行政機関においては、避難所の設定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。
- (3) 社会福祉施設及び災害時要援護者関連施設において入所者を他の機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入所者に対する避難の実施方法等について定める。

第9節 医療計画

災害の規模、態様によっては、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力のもと早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

1 実施体制

- (1) 被災者に対する医療救護は、村が行う。なお、村限りで実施困難なときは県に対して救護班の派遣を要請し、隣接する市町村、県その他の医療機関の応援により行う。
- (2) 災害救助法が適用されたときは、村は、県の委任に基づき日本赤十字社和歌山県支部の協力を得ながら実施する。

[県]

市町村長の要請により、知事が医療班を現地に派遣して実施する。

(1) 実施の方法

ア 知事が市町村長から要請があったとき、または自ら必要があると認めるときは、次の期間に要請し医療班を現地に派遣する。

- ① 県立医科大学附属病院・県立こころの医療センター
- ② 日本赤十字社和歌山県支部医療救護班
- ③ 県医師会救急医療班
- ④ 労働福祉事業団医療救護班

イ 救護班の編成

救護班の編成単位は、医師1～2名、保健師・看護師2名及び補助者1名を標準とし、適宜薬剤師を加える。救護に必要な医薬品、衛生材料を整備し、出動態勢を整え、招集連絡方法を定めておく。

(イ) 歯科医療救護班は、歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名を標準とする。

(2) 救護班の派遣に係る総合調整

県は、市町村から救護班の派遣要請があったときは、医大・県立病院及び保健所職員で構成する救護班を派遣するとともに、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会、公的医療機関等に対して、救護班派遣に係る協力要請を行うことになっている。

さらに、必要に応じて他の都道府県又は国に対し救護班の派遣を要請するとともに、救護班の活動場所（救護所等）の確保を図るなど総合調整を行うことになっている。

2 初期医療体制の整備

村は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、普通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制の確立を推進する。

- (1) 救護所の設置箇所を定め、住民に周知を図る。
- (2) 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。
- (3) 医療機関の協力により、救護班を編成する。

- (4) 救護班の派遣要請の方法、重傷者の搬出方法等を定める。
- (5) 応急手当等の家庭看護の普及を図る。

救護所の設置予定場所

施設名	所在地	収容可能人数	電話 (市外局番)
七色区民会館	北山村大字七色	10名	
竹原区民会館	北山村大字竹原	10名	
北山村村民会館	北山村大字大沼	10名	49-2115
北山村診療所	北山村大字大沼	40名	49-2114
観光センター	北山村大字下尾井	20名	49-2380

3 医療体制等の整備

村は、消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。傷病者の移送については、災害時には道路交通の混乱が予想されるため、県警察による交通規制の実施や、陸上輸送が困難な場合の県防災ヘリコプターによる搬送の要請など、関係機関との調整を行う。なお、救急医療施設については、第2章第9節「医療救護計画」を参照のこと。また、関係機関の協力を得て、地域防災計画に基づく訓練を実施する。

[関係機関]

○医療機関

あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

- (1) 災害時における医薬品等の需要については、迅速に対応できるようにする。
- (2) 災害時における防災活動を迅速かつ適切に行えるように訓練等を行う。

4 災害情報の収集・連絡体制の整備

村は、医療機関の被害状況や医療機関に來ている負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、情報通信手段の整備に努める。

第10節 ボランティア活動支援環境整備計画

大規模災害発生時においては、個人のほか、専門技術グループを含むボランティア組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、被災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害発生時におけるボランティア活動が効果的に生かせるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織など幅広いボランティアの体制整備に努める。

1 ボランティアの登録・育成

住民のボランティア活動への関心は広く定着してきており、大規模災害が発生した場合、被災者の救援活動を希望するボランティアからの申し出が予想される。

村をはじめ関係各機関は、このボランティアが被災者のニーズにこたえて円滑に活動できるよう、その環境づくりに努める。

- (1) 災害が発生した場合に被災者において救護活動を行うボランティアをあらかじめ、登録、把握しておくよう努める。
- (2) 災害に備えた避難所を指定する際に、災害救護ボランティアの活動拠点の確保についても配慮する。
- (3) ボランティアの災害救援活動が円滑に実施されるよう、その活動中に事故などにより損害を受けた場合に備え、村は、社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う「ボランティア保険」制度に加入するよう、その周知を図る。

2 ボランティアの果たす役割

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害、安否、生活情報の収集・伝達
- (2) 災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児等）の介護及び介護補助
- (3) 清掃
- (4) 炊き出し
- (5) 救援物資の仕分け及び配分
- (6) 消火・救助・救護活動
- (7) 保健医療活動
- (8) 通訳等の外国人支援活動

第 1 1 節 要配慮者対策計画

「要配慮者」（従来の災害時要援護者）とは、災害の危険を察知したり、救助を申請したり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、何らかのハンディを負っている人たちが該当する。具体的には、一人暮らしや寝たきり等の高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人などである。

また、「避難行動要支援者」とは、災害対策基本法（第 49 条の 10）により、市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者としている。

方 針

災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適正な防災行動をとることが困難である高齢者、障がい者、乳幼児、病人、難病等の患者、外国人等要配慮者に対し、災害時に迅速、的確な対応を図るための体制整備に努めるものとする。

計 画

1. 避難行動要支援者の把握・情報伝達体制の整備

(1) 自治会、民生委員、児童委員、自主防災組織の活動を通じ、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の状況を把握し、台帳等を作成し、災害時に迅速な対応ができるよう避難支援プランの策定に努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

① 避難支援等関係者となる者

村関係部署、警察、社会福祉協議会、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域支援者

② 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

以下に該当する者の内、在宅の者

- a 満 80 歳以上の者のみで構成する世帯の高齢者
- b 身体障がい者手帳（1 級・2 級）の交付を受けている者のうち、肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がいの者
- c 療育手帳（A 判定）の交付を受けている者
- d 精神障がい者保健福祉手帳（1 級）の交付を受けている者、または難病指定を受けている者
- e 介護保険法の要介護の認定を受けている者
- f 村長が必要と認める者

③ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、以下に掲げる個人情報を登録する。なお、名簿の個人情報は、村関係部署が管理する情報及び登録申請書により入手する。

- a 氏名、性別、生年月日
 - b 住所（または居所）
 - c 電話番号その他の連絡先
 - d 避難支援等を必要とする理由
 - e 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、村長が必要と認める事項
- ④ 名簿の更新に関する事項
- a 1年に1回更新
 - b 登録事項に変更が生じた場合は、届出によりその内容を変更する
 - c 名簿登録者が死亡、村外転出、及び名簿登録の要件に該当しなくなった場合は、登録を抹消する
- ⑤ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために村が求める措置及び村が講ずる措置
- a 名簿を外部に提供する際には、秘密の保持、施錠のある保管場所での管理、名簿複製の禁止等を明記した「提供等に関する覚書」を交わす措置を講ずる
 - b 名簿を外部に提供する際には、要配慮者に対する支援活動以外には一切利用しない旨を明記した受領書の提出を求める
- ⑥ 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮
- 村が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」において、避難行動要支援者の円滑な避難を考慮した措置を講ずる。
- ⑦ 避難支援等関係者の安全確保
- 避難支援等関係者が、避難行動要支援者について避難の支援、安否確認等を実施する際は、自身の安全確保に十分配慮した上で実施する。
- (3) 情報の共有
- 個人情報保護に留意した上で、避難支援等関係者等との連携を図る。
- (4) 障がい者に対し適切な情報を提供するため専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の把握に努め、派遣、協力システムを整備する。
- (5) 村は、災害時において保育に欠ける児童があるとき又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに次により保護するものとする。
- ① 保育に欠ける児童があるときは、保育所に入所させ保育するものとする。ただし、保育所を設置しない地域にあっては、臨時保育所を開設できるものとする。
 - ② 保護者を失った児童があるときは、当該地域を所管する振興局健康福祉部又は児童相談所に連絡して保護するものとする。
- (6) 村は、水防法に基づく浸水想定区域内に主として要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等）が利用する施設がある場合には、当該施設の名称及び所在地を明記し、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めることとする。

2. 社会福祉施設、病院等の安全・避難対策

(1) 組織体制の整備

- ① 施設利用者の安全を確保するための組織体制の整備
 - ② 地域住民の連携協力が得られるよう地域に密着した施設づくり
- (2) 施設、設備の整備
- ① 施設の耐震性、安全性の向上
 - ② 避難場所、避難誘導方法その他細部にわたる計画の樹立
 - ③ 防災設備、資機材の整備及び避難訓練の実施
 - ④ 緊急時の食糧、水及び緊急ベッド等の確保

3. 在宅災害時要援護者対策

- (1) 防災関係機関、自主防災組織等による避難誘導、救助等の体制整備
- (2) 情報伝達、緊急通報システム体制の整備
- (3) 防災製品、防災器具等の普及

4. 観光旅行者及び外国人

災害が発生した場合、観光客等の旅行者は、地理に不案内なため被害を受けやすいので、わかりやすい避難施設、場所への誘導標識や外国語表示による誘導標識の設置に努めるものとする。

5. 災害時に特に配慮すべき事項

村は災害時に次の事項について、要配慮者に十分配慮する。

- ① 各種広報媒体を活用した気象情報、災害情報、避難勧告等の情報提供
- ② 自主防災組織、民生委員・児童委員等地域住民の協力による避難誘導
- ③ 名簿等の活用による居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見
- ④ 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じたきめ細かな対応
- ⑤ 避難所等における要配慮者の把握とニーズ調査
- ⑥ 生活必需品への配慮
- ⑦ 食糧の配慮（やわらかい食品等）
- ⑧ 手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、ボランティア等の協力による生活支援
- ⑨ 巡回健康相談、電話等による相談や栄養相談等の重点的实施
- ⑩ 仮設住宅の構造、仕様についての配慮
- ⑪ 仮設住宅への優先的入居
- ⑫ 仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認
- ⑬ ケースワーカー等の配置や継続的なこころのケア対策
- ⑭ インフルエンザ等感染症の防止
- ⑮ 社会福祉施設等の被害状況調査
- ⑯ 医療福祉相談窓口の設置

6. 二次避難所（福祉避難所）の指定等

大規模災害が発生し、要配慮者を多数収容し保護する必要がある場合は、次の措置をとるものとし、平常時から協定締結等必要な環境整備を行う。

（1）社会福祉施設への入所

特に介護を要する者から順次村内にある社会福祉施設への緊急入所を要請し、一時的な保護を行い、介護など対象者に応じたきめ細かなサービス提供を行う。

なお、社会福祉施設においても、水・食糧その他の物資や介護用品、障がい者用機器等の備蓄に努める。

（2）二次避難所（福祉避難所）の指定

自宅や避難所での生活が困難である要配慮者等を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供するよう、一時的に一般の避難者とは別の要配慮者専用の施設及び必要なスタッフ確保により、二次避難所（福祉避難所）を予め指定する。

なお、指定する施設については、耐震・耐火・鉄筋構造に加えて要配慮者の特性を踏まえバリアフリー環境の確保・向上・維持、水・食糧その他の物資や介護用品、障がい者用機器等の備蓄に努める。

7. その他

（1）医療保険制度（国民健康保険、後期高齢者医療）の事務処理対策

① 保険医療機関等関係機関との連絡調整班の設置

② 臨時医療保険相談所等の開設

a 被災時の一部負担金等について

災害の被災者にあつては、受診時の一部負担金及び入院時の食事に係る負担額の猶予について、関係機関の協力を得る。

b 被保険者証等の再交付

被災者から被保険者証等の再交付申請があつた場合、免許証等本人であることを確認のうえ、速やかに交付できるように関係機関の協力を得る。

c 保険料の納付について

保険料に係る納期限の延長や、免除について関係機関の協力を得る。

（2）介護保険制度の事務処理対策

① 被保険者証の取扱について

被災により被保険者証が消失している場合や提示不可能となっている場合等でも介護サービスが受けられるよう、国と連携して体制整備を進める。

② 被災時の利用者負担について

被災により介護サービス等に必要な費用を負担することができなくなった介護サービス受給者に対する減免措置が速やかに行えるよう、体制整備を進める。

③ 介護保険料の納付について

被災により第1号保険料の納付が困難となった者に対する保険料の減免又は徴収の一部猶予が速やかに行えるよう、体制整備を進める。

第12節 緊急輸送道路の活用計画

大規模災害においては、輸送路となる道路が重要であることにかんがみ多重性、代替性を有し避難拠点・救助活動等を行う防災拠点とを連絡するような緊急輸送道路のネットワークの活用を図る。

1 緊急輸送道路の活用

緊急輸送道路は、災害後の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要であり、そのネットワークの活用を図るため、緊急輸送道路と本村の防災拠点を連絡する村道について計画的に整備を進める。

緊急輸送道路ネットワーク路線名

機能区分	道路種別	路線名
第2次	一般国道 (指定区間外)	国道169号

2 緊急通行車両の事前届出

(1) 防災関係機関の届出

村は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について知事又は公安委員会に事前に届出を行う。

(2) 知事又は公安委員会の確認

知事又は公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第32条の2第2号の規程に基づく緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。

「緊急通行車両事前届書」（表面）

災害応急対策用 緊急通行車両事前届出書 平成 年 月 日 公安委員会 殿 申請者住所 氏名 電話 () - 印	
指定行政機関等の 名 称	
番号票に表示され て いる 番 号	
車 両 の 用 途	1 警報の発令、伝達及び避難の勧告、指示 2 消防、水防その他応急措置 3 避難、救助その他の保護 4 児童等の応急の教育 5 施設、設備の応急の復旧 6 清掃、防疫その他の保健衛生 7 犯罪の予防、交通規制その他社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 その他 ()
輸送人員又は品名	
使用者	住 所
	氏 名
出 発 予 定 地	

(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両の自動車検査証の写し（契約車等にあつては、契約書の写し等）を添付してください。

[緊急通行車両事前届出済書] (裏面)

災害応急対策用	第 号
<p>緊急通行車両事前届出済書</p> <p>裏面のとおり事前届出を受けたことを証する</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県公安委員会 印</p>	

(注) 1 災害発生時には、この届済証の「災害発生時における確認欄」に必要事項を記載の上、警察本部交通規制課又は最寄りの警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。

2 届出内容に変更が生じ、若しくは本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、本届出済証の交付を受けた警察署等に届け出て再交付を受けてください。

3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。

(1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。

(2) 緊急通行車両が廃車となったとき。

(3) その他緊急通行車両として必要性がなくなったとき。

災害発生時における確認欄	運行(通行)経路	出発地	経由地	目的地
	運 行 日 時	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		

第 1 3 節 防災用資機材整備計画

大規模災害発生時には、道路や通信網が途絶するとともに、広域にわたり防災用資機材の調達需要が発生することが予想されるため、防災用資機材の備蓄を計画的に行う必要がある。

1 防災資機材整備点検の実施

本村では、消防団各分団において、水防資機材の配備を図る。

整備点検の実施については、梅雨期前、台風期前及び火災多発期前に行い、不足資機材についてはその都度補充する。

(1) 整備項目

- ア 水防、消防等の資機材
- イ 建設用資機材
- ウ 医薬品、薬剤等の医療品
- エ その他災害用装備資機材（広報車など）

(2) 保有資機材の点検

- ア 不良箇所の有無
- イ 機能試験の実施
- ウ 種類、規格と数量の確認
- エ 薬剤等の効能の確認
- オ その他

第14節 食料、生活必需品の確保計画

村は、防災関係機関との連携のもと、災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、備蓄の推進等により、食料、生活物資、医薬品等の緊急物資の確保に努める。

1 食料及び生活必需品の確保

災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食料及び生活必需品等の確保について平常時から次の措置を行う。

- (1) 被災者等に対し物資を迅速かつ円滑に供給するため、村は、県の地震被害想定結果等を参考にし、緊急に必要な物資を備蓄しておく。
- (2) 公的備蓄と併せ、流通在庫の把握・確認、物資保有者との調達に関する協定締結等を行い、物資の調達及び配分計画を作成する。
- (3) 住民及び自主防災組織が実施する緊急物資確保対策の啓発・指導を行う。

[住民]

7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行うとともに、3日間程度の非常食を含む非常持出品を準備するよう心掛けるものとする。

2 飲料水等の確保

- (1) 給水タンク・簡易濾過器等応急給水資機材を整備する。
- (2) 住民に対し、貯水や応急給水について啓発・指導を行う。
- (3) 水道工事業者等との協力体制を確立する。

水道普及率

(平成19年7月末現在)

行政 区域内 総人口	簡易水道		普及率 (%)	飲料水供給施設	
	箇所数	現在給 水人口		箇所数	現在給 水人口
518人	2	511	98.6	1	7

[住民]

- (1) 貯水すべき水量は、1人1日3ℓを目安とし、世帯人数の3日分を目標とする。
- (2) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
- (3) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高いものとする。

3 医薬品、医療資機材等の確保

- (1) 村は、災害時に備え、医薬品等を備蓄するほか、救護班及び後方医療機関の行う救護医療活動のために必要な医薬品等の必要物資の確保・調達に努める。
- (2) 村は、避難生活に必要な常備薬の備蓄に努める。

4 情報交換の実施

村は、物資の調達及び供給を迅速かつ的確・適切に実施するため県の情報責任者及び担当者と平常時から災害の発生に備えた情報交換を行う。

- (1) 村は、物資調達状況等の情報交換を行うための情報責任者及び担当者を指定するとともに、その職務権限を明らかにしておく。
- (2) 村は、平常時から調達物資の品目・数量・集積場所、調達責任者及び担当者を県に報告する。
- (3) 村は、上記(2)の報告内容に変更が生じたときは、変更後の状況を速やかに県に報告する。

第 1 5 節 防疫計画

災害の発生に伴う感染症の発生を未然に防止するため、防疫体制を確立する。

1 実施体制

災害時における被災地域の防疫は、村が県の指導、指示に基づいて行う。村で実施困難なときは、隣接する市町村、県（保健所）の応援を得て実施する。

2 防疫予防計画

- (1) 災害発生時において迅速に防疫活動が実施できるように防疫班（4～5名）を組織する。
- (2) 防疫班は村職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。
- (3) 防疫実施計画を作成する。
- (4) 防疫用資機材及び薬品の調達計画を作成する。
- (5) 防疫作業の習熟を図り、防疫訓練を実施する。
- (6) 住民が行う防疫及び保健活動について指導する。

[住民]

し尿、ごみの自家処理の準備を行うものとする。

第16節 廃棄物処理計画

災害発生後に被災家屋等から排出されるごみ等を速やかに搬出し処理するために、平常業務を通じて諸計画を樹立し、廃棄物処理の万全を期する。

1 人員の確保

村は、上下北山クリーンセンターに対し災害時に関係者全員が廃棄物処理に従事できるよう平常時から特に健康保持について留保するよう要請する。

2 収集車両の整備及び点検

村は、災害時においてごみの収集業務が円滑に実施できるよう平常時からごみ収集車両の整備点検の実施と収集作業員との協力体制の確立に努める。

3 廃棄物処理施設の整備点検等

(1) 村は、上下北山クリーンセンターに対し、災害により一般廃棄物処理施設の円滑な稼働を損なわれることのないよう平常時から整備点検に努めるよう要請する。

(2) 村は、上下北山クリーンセンターに対し、災害により一般廃棄物処理施設の稼働が不能となった場合の代替施設の確保に努めるよう要請する。

4 災害時の相互協力体制

村は、動員体制の整備及び市町村間の応援協力、関係業者等との協定・覚書の締結に努める。

5 廃棄物仮置き場等

(1) 村は、仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の備蓄、調達等の体制の整備に努める。

(2) 村は、一般廃棄物の収集車両の確保及び収集体制の整備に努める。

(3) 村は、生活ゴミ及びがれき等の一時保管場所の確保を図る。

第17節 火災関係予防計画

各種火災に対処するため、消防団員の教養訓練と消防諸施設の拡充強化を図るとともに、予防消防と消防思想の普及徹底に努めることにより、住民の生命・身体・財産を保護し、火災による被害を最小限に軽減する。

1 一般火災対策

社会、経済等の進展に伴い、災害も複雑化していく傾向にある。このような状況のもと、消防活動の体制を強化していくとともに防災関係機関と協力し、災害の未然防止を推進する。

(1) 消防団員の教育

消防団長は、消防団員に対して次の教育訓練を行う。

ア 一般教育・・・火災と火事に対する一般的知識の習得を図る。

イ 委託教育・・・和歌山県消防学校に入校させ消防知識、事務能力のかん養を図る。

ウ 訓練

(ア) 消防用機械器具操法訓練を適宜、実施する。

(イ) 放水演習を各分団毎に実施するほか地区演習を実施する。

(ウ) 防火訓練、救急訓練、災害応急対策訓練等年1回以上実施する。

(2) 消防施設の拡充強化

「消防力の整備指針」に基づき、消防施設、設備及び人員の確保を図り、装備の近代化を促進する。また、「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設の整備を図るとともに、その適切な配置に努める。

(3) 火災予防

村は、次の方法により火災予防広報を推進し、住民に対する防火知識の普及と住民全体の連帯的防火意欲の向上を図る。

ア 広報誌に積極的に資料を提供し、広報を行う。

イ 火災予防運動の期間中次の広報活動を行う。

(ア) 広報紙等による広報

(イ) 防災行政無線による広報

(4) 初期消火

火災時においては、消防力にも限界があることから家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効であり、住民による初期消火能力を高め、家庭、地域及び職場における自主防災体制を充実し、消防団を中心とした火災防止対策を推進するため、次のとおり活動体制を確立する。

ア 家庭、地域における初期消火体制の整備

(ア) 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平素から火災時における初期消火等の訓練を実施する。

(イ) 婦人による家庭防火思想の普及徹底を図るため、組織づくりの推進及び育成を図る。

(ウ) 幼少年期における防火教育を推進するため、保育園児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。

(エ) 大規模な火災を未然に防止するため、住宅用火災警報器の設置について指導並びに推進を図る

イ 職場における初期消火体制の整備

(ア) 火災時には事業所単独で行動できるよう事業所における自衛消防組織等の育成強化を図る

(イ) 職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から火災時等における初期消火等について具体的な対策を検討する。

ウ 地域ぐるみの防災訓練等の実施

(ア) 住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

(イ) 計画的かつ効果的に防災教育、防災教育を行い、住民の防災活動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

(ウ) 初期消火の実効性を高めるため、消火器や消火バケツ等の普及に努める。

(5) 火災警報

ア 火災警報の発令

気象状況等が火災予防上危険であると認められるときは、火災警報を発令し、火災予防に万全を期する。

イ 火災警報の伝達

火災警報を発令した場合は、警戒に万全を期するため、防災行政無線等により、伝達し、住民に対して周知しなければならない。

ウ 警戒出動のための要員出動又は伝達の方法

警戒要員への伝達は、防災行政無線により全戸放送、又は電話により直接要員に伝達する。

エ 火災警報発令時の火気使用制限

火災警報発令時には、次に掲げる火気使用制限を実施する。

(ア) 山林、原野への火入れの禁止

(イ) 花火の打ち上げの禁止

(ウ) 屋外におけるたき火等の禁止

(6) 火災予防査察

消防団長は、消防法第4条及び第4条の2の規定に基づいて次の予防査察を実施する。

ア 定期予防査察

春秋2回 分団ごとに全世帯に対して実施する。

イ 臨時予防査察（随時）

ウ 特別予防査察（随時）

(7) 特定防火対象物の防火管理者への指導

村は、学校、事業所等、消防法第8条に規定する防火対象物の管理者等に対し、必ず防火管理者を選任するように指導するとともに、消防計画を作成させ、この計画に基

づき消防訓練を実施、消防用施設等の整備点検及び火気の使用等、防火管理を徹底するよう指導する。

(8) 消防機械器具の点検と水利の確保

村及び消防団は、火災が発生した場合、迅速に消防活動が実施できるよう、日頃から消防機械器具の点検と水利の確保に努める。

ア 機械器具の点検及び整備

火災発生時において、円滑に消火活動を行うため、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ等の消火資機材の整備点検に努める。

(ア) 通常点検・・・毎月1回以上機械器具の手入れ、放水試験等を行う。

(イ) 特別点検・・・年1回以上各分団ごとに行う。

(ウ) 現場点検・・・火災注意報等の発令下における、機械器具、人員の配置及び防火等災害防水対策が適正に行われているかについて行う。

イ 水利の確保

災害時の消火栓の使用不能等に対処するため、貯水槽等の計画的な整備を進めるとともに、河川、プール、井戸等の自然水利の確保に努め、水利の多元化を推進する。

(9) 救急・救助体制の整備

ア 北山村消防団員の資質の向上を図るとともに、救急・救助の高度化を図るため、高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、救助工作車・救助用資機材・高度救急用資機材の整備に努める。

イ 村は、住民に対して心肺蘇生法などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。

ウ 村は、災害時に看護師、役場職員等が救護所等において負傷者のトリアージ(注)が適切に実施されるよう研修の実施に努める。

(注) トリアージ 災害発生時などに多数の負傷者が発生したとき、傷病者にタグを貼り、適切な搬送・治療が行われるように、傷病の緊急度や程度の判定を行うこと。

エ 村は、自らが保有する救助資機材だけでは不足する場合に備えて、民間団体等の重機等の提供が受けられるよう協力体制の整備に努める。

2 林野火災対策

村の面積の95%が森林に覆われているため、林野火災の予防対策の推進が非常に重要な課題である。このため、林野予防計画を策定し、火災の未然防止と被害の軽減に努める。

(1) 林野火災予防思想の普及徹底

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末など人為的原因によるものが大半であることから、入山者、地域住民、林業関係者に対し、森林愛護、及び防火思想の普及、徹底を図る。

ア 村は、県、林野関係機関等と連携して広域的な林野火災防止運動を展開するとともに、要所に防火標語を掲示し、登山、観光、保養等の森林利用のマナー向上と定

着を図る。

イ 村教育委員会は、学校における自然愛護、森林愛護等の情操教育を通じた防火思想の普及を図る。

(2) 消火体制の確立

村は、林野火災に対する消防力の整備・充実に努める。

ア 村は、村内林野の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災に即応できる組織の確立、出動計画の策定を行う。

イ 村は、近隣町村の消防機関との広域的な応援態勢及び警察その他の機関の関係機関との協力体制を整備し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるように努める。

ウ 村及び林野関係者は、林野火災に対する消火活動に適した消火資機材の整備・充実に努めるものとする。

エ 林道管理者は、消防用車両の通行に支障のないよう、林道の適正な維持管理に努めるものとする。

オ 村は、防火水槽等を整備するほか、川、池等の自然水利を把握し、林野火災発生時の消防水利の確保に努める。

カ 村は、大規模林野火災に対処するため、県消防防災ヘリコプター・自衛隊ヘリコプター等による空中消火作業が円滑に実施できるよう体制を確立する。

(3) 監視体制の強化

村は、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施する。

ア 気象情報等が、火災予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報を発令する。

イ 火災警報の住民、入山者への周知徹底は、防災行政無線及び広報車による巡回広報等により行う。

(4) 林野所有（管理）者等への指導

ア 村は、北山村森林組合等の関係機関の協力を得て、林野所有（管理）者に対して、防火線、防火樹帯の整備及び造林地における防火樹の導入の促進に努めるよう指導を行う。

イ 村は、北山村森林組合等の関係機関の協力を得て、林野所有（管理）者に対して、自然水利の活用等による防火用水の確保に努めるよう指導を行う。

ウ 森林への火入れは、森林法（昭和26年法律第249号）第21条及び北山村火入れに関する条例（昭和59年12月北山村条例第13号）の定めるところにより、村長の許可がなければできない。火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、事前にその市町村に通知する。

エ 村は、気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。火災警報発令時において特に必要と認めるときは、一定区域内のたき火、喫煙など、火の使用制限を徹底する。

オ 村は、森林内及び周辺に所在する民家、作業所、山小屋等火気を使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

(5) 林野火災対策用資機材の整備

村は、林野火災対策用資材（鋸、鋏、鎌、トランシーバー等）の整備に努める。

(6) 空中消火体制の整備

村は、大規模林野火災に対処するため、県防災ヘリコプターによる空中消火作業が円滑に実施できるよう体制を確立するとともに、空中消火資機材の整備を図る。なお、林野火災規模の状況によっては、知事に対し、陸上自衛隊の災害派遣要請を依頼して空中消火作業を実施する。

第18節 風水害予防計画

台風等による災害は、しばしば村内に被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。

また、本村は、自然的要因から土砂災害やがけ崩れ等の可能性もあり、被害を最小限に留めるための体制整備が必要である。

1 治山施設等の災害予防

村は、国及び県の協力を得て次により山地の災害予防対策を講ずる。

(1) 保安林の指定及び整備

ア 森林の維持造成を通じ災害に強い村土づくり及び山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。

イ 保安林整備計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に促進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

(2) 治山施設の実備

ア 危険地区等の点検・調査

山地災害危険区域において、危険度を把握するために定期的な点検・調査を実施する。

危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設、地すべり防止施設の実備を治山事業計画に基づいて計画的に進める。

イ 既存施設の実備、補修等

既存施設について、定期的に現地調査を実施し必要に応じ修繕等を行う。

(3) 林道施設の実備

村は、災害時に孤立のおそれのある集落の避難・う回路として、連絡線形となるような林道を森林整備事業計画に基づいて整備するよう努める。

(4) 農作物、林産物の災害予防

適地適作等により災害の回避を図るとともに、積極的な対策として耐倒伏性品種の導入、肥培管理や水管理の適正化による倒伏防止等に努める。

2 砂防設備の災害予防

砂防設備管理者は、現在荒廃している溪流等又は将来荒廃のおそれのある溪流等について、土石流の発生が予想される溪流等を重点的に、砂防えん提、床固工、溪流保全工等を実施して土石流による災害防止と荒廃溪流等の整備を進める。

3 河川管理施設等の災害予防

河川管理者等は、次により河川施設及び災害危険箇所の点検、調査等の災害予防対策を講ずる。

(1) 各施設の点検要領に基づき安全点検を実施し、必要な補修、改修等を計画的に実施する。

(2) 災害危険箇所を定期的に調査し、危険箇所整備計画を策定する。

4 各施設の共通的な災害予防

各施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講ずる。

(1) 緊急用の資機材の確保

緊急時の応急復旧用資機材の確保について、関係機関及び民間団体と協力し、資機材の備蓄に努める。

(2) 災害危険区域の調査及び住民への周知

山地災害、地すべり等の危険区域及び浸水等による危険地域等を定期的に調査し、災害危険箇所について住民へ周知する。

第19節 道路関係災害予防計画

村は、管理する道路施設等の防災点検等を実施するとともに、その機能や目的に応じた防災対策や改良整備に努め、ネットワークの充実を含む風水害等に対する安全性の確保を図る。

1 道路災害予防計画

(1) 防災点検等の実施

防災点検を定期的を実施し、補修等対策工事の必要な箇所（区間）の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

(2) 道路施設の防災対策及び改良整備

防災点検等で対応が必用とされた箇所（区間）及び未改良区間において、緊急性の高い箇所（区間）及び路線から順次、防災対策や改良整備を実施する。

(3) 道路通行規制等の実施

異常気象等により道路の通行が危険であるとあらかじめ認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、必要に応じて通行規制等の措置を行う。

また、山岳地帯を縦断する本村の道路事情により、落石の危険が指摘されている箇所もあるため、道路利用者への周知に努める。

(4) 復旧用資機材等の確保

災害発生時における道路及び橋りょうの破損・崩壊箇所を迅速に補修するために、工事業者に協力要請を行う等の対策を講じておく。

2 雪害予防計画

(1) 凍結防止剤の確保

村内の冬期道路交通を確保するために、地形、又は道路構造上から路面凍結が起こりやすいと考えられる区間、場所等に対応するため、凍結防止剤を確保する。

第20節 土砂災害予防計画

土石流、地すべり、がけ崩れ等による災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、村は関係機関と連絡を取り危険地域の現況を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

1 地すべり等防止施設の整備

風水害等により、災害の発生が予想される地すべり危険箇所、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所について防災施設の整備等の土砂災害対策を県の協力を得ながら促進するとともに、これら土砂災害危険箇所における警戒避難体制の整備を図る。

また、防災マップ等の作成や、研修会等の機会を通じて住民に対して災害危険箇所等の周知を図り、災害時要援護者関連施設、自治会等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

(1) 地すべり対策事業の施行

ひとたび地すべりが発生すると、多くの人家、農耕地、公共施設などに被害を与える直接被害にとどまらず、その後の降雨等により重大な二次災害の発生が予想される。今後、未指定の地すべり危険箇所に対し、関係住民の理解を得つつ、必要に応じて指定を促進していく。

(2) 砂防事業の施行

砂防施設の整備については、土石流危険渓流を対象に砂防えん提工、渓流保全工などの防止施設を重点的に整備し、土石流等による災害の防止工事を促進する。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業の施行

急傾斜地の崩壊により人命被害の発生するおそれのある区域を危険区域に指定し区域内の行為を制限し、防災体制の確立を図るとともに、危険度の高い箇所から積極的に防止工事を促進する。

(4) 土砂災害に関する避難体制の整備

関係住民に対し、土砂災害危険箇所を周知するとともに、避難方法、避難場所等の警戒避難体制について整備を図る。警報・避難勧告発令時の連絡系統等は以下のとおりである。

なお、危険区域周辺においては防災パトロールを行い、緊急時体制を確保する。

また、県から土砂災害の恐れのある土砂災害警戒区域として指定された場合は、警戒区域毎に情報伝達、予警報の発令・伝達・避難・救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。さらに警戒区域内主として高齢者等災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ）の配布等により住民に周知する。

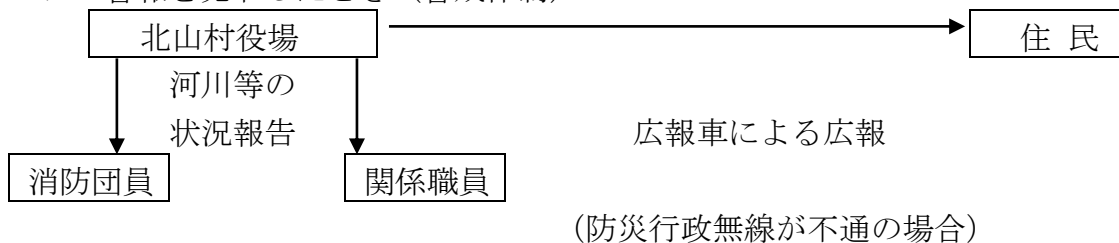
(5) 災害時要援護者関連施設における防災体制の確立

土砂災害を受けるおそれのある災害時要援護者関連施設（高齢者、障害者、幼児など災害緊急時に自力で早急な避難が困難な災害時要援護者がいる施設）の管理者に対

して、県と協力して、砂防災害危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報を提供し、警戒避難体制の確立などの防災体制の整備に努める。

また、従来から災害時要援護者は自力で避難することが一般的に困難であることに鑑み、近隣住居者等の協力を得て早めの避難誘導を行うよう努める。

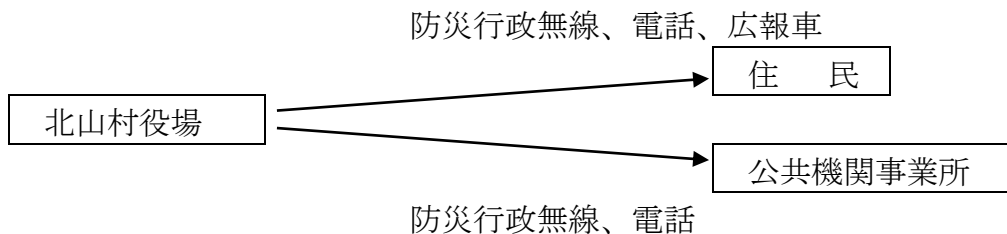
ア 警報を発令したとき（警戒体制）



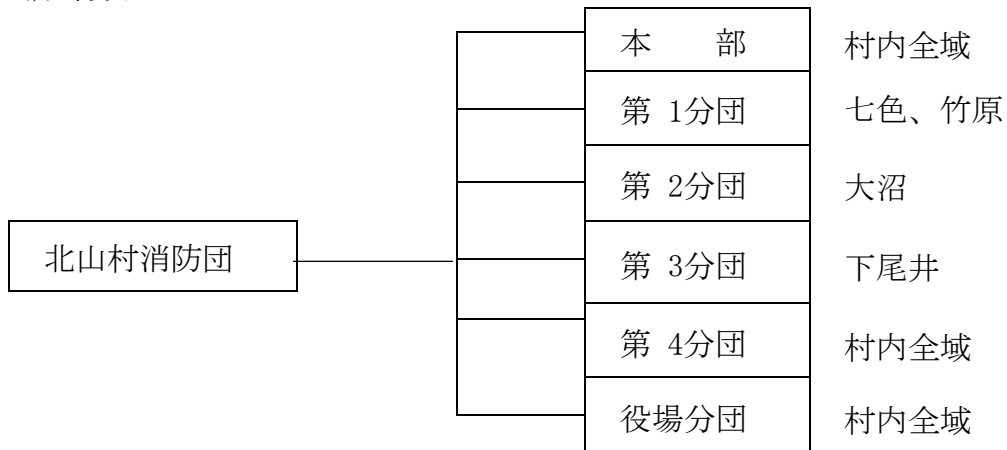
危険地区の見回り、警戒

イ 避難勧告・指示を発令したとき（避難体制）

(ア) 住民への連絡系統及び方法



(イ) 誘導分担



2 農地保全

風水害等の異常な自然現象に際し、崩壊の危機のある農地農業用施設の保全を図る。

3 治山

林地の保全に係る治山施設を積極的に設置することによって、流域の保全及び土砂崩壊等による災害の防止を推進する。

また、荒廃地及び荒廃の兆しのある危険地のうち地況、林況、地質特性、保全対象等から判断し、緊急を要するものから山腹工事を推進する。

第 2 1 節 危険物等災害予防計画

火薬類、高圧ガス、石油類等の危険物による災害は一挙に拡大し、ときには爆発を伴い、人命損傷に発展するケースが多く、消火困難に陥りやすい。そこで危険物災害防止のための対策を講じ、防災機能の強化を推進する。

1 村内における危険物等施設

(平成19年8月1日現在)

- 1 北山村大沼 寺本石油店
- 2 北山村大沼 大沼プロパン

2 危険物等の保安確保指導等

村は、火薬類、高圧ガス、石油類等の販売所、貯蔵所等の施設並びに消費場所に対し、保安教育を行い、防災に関する諸活動が円滑に運用され、応急対策が完全に遂行されるよう自主保安体制の確立を図る。また、火薬類取締法、液化石油ガスの安全の確保及び取引の適正化に関する法律及び消防法、高圧ガス保安法等の規定に基づく消防機関等が行う危険予防の指導に協力を行い、自主保安体制の確立を図る。

(1) 村は、関係事業者に対し、必要に応じて保安教育計画を作成させ、これに基づく従事者への教育の徹底を指導する。

第22節 ライフライン関係災害予防計画

水道、電気、ガス、電話等ライフラインにおける災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、次の事業を実施する。

1 簡易水道施設

- (1) 老朽化した簡易水道施設の更新に努める。
- (2) 村は、災害時の住民への広報体制及び情報伝達手段を整備する。
- (3) 簡易水道施設の広域化を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- (4) 他の市町村と災害援助協定を締結するなど、相互協力体制を整備する。
- (5) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

2 電気施設

村は、関西電力株式会社等が実施する災害に強い電気供給システムの整備促進、災害時を想定した早期復旧体制の整備等の予防対策に協力する。